

あらお非農地化推進運動

農委会名：荒尾市農業委員会

1 地域の概要

荒尾市は、熊本県の最北端に位置し、東に小岱山を望み西に有明海が広がり、温暖な気候に恵まれ果樹栽培が盛んである。小岱山の山間部にみかん栽培、なだらかに広がる丘陵地には梨の栽培が行われている。有明海に注ぎ込む関川、菜切川、浦川の河川沿いの上流部谷間に田畑が点在し、下流部に圃場整備をした水田地帯が広がる。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 14人（うち認定11人、女性2人）
- (2) 推進委員数 6人（うち認定4人）
- (3) 事務局体制 5人（専任4人、兼任1人）

3 掲げた目標

管内全農地面積1,711ha全ての農地の利用状況調査及び非農地調査を実施し、非農地判断を行うもの。また、農振農用地内の農地についても農政部局側と打合せの上、非農地化を検討する。

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

平成25年度より農業委員会において農地法上の「農地」に該当するか否かを仕分ける取組みを支援する「用途転換促進事業（当時の制度）」を実施し、復元が不可能と見込まれる耕作放棄地について、農業以外の利用を志向する「非農地化」を促進する。市内6地区の内、平成25年度に2地区実施、平成26年度に2地区、平成27年度に3地区、平成28年度以降は毎年、全地区を実施した。

5 取組みの成果

管内全農地1,676ha（17,477筆）に対し、全ての農地の利用状況調査を実施した結果、再生利用が困難な農地35.7ha（378筆）の判定を行い、その全てに非農地通知を発出した。なお、農業委員会総会で非農地判断された農地について、法務局及び本市固定資産税部局と連携し、所有者から同意が得られた194筆を地方税法の規定に基づき、市が職権で一括して法務局に地目の申出を行い、法務局が地目変更登記を行ったものである。



【非農地調査の様子】

6 課題と今後の方針等

令和3年度より法務局及び本市固定資産税部局と協議・連携し、農業委員会が非農地とした土地について、所有者から同意が得られた分を地方税法の規定に基づき、市が職権で一括して法務局に地目の申出を行い、法務局が地目変更登記を行ったものである。

今後、非農地とした土地の地目変更なされていない分について、引き続き法務局及び本市固定資産税部局と協議していく必要がある。